

諏訪市

地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

平成25年(2013年)5月策定

令和2年(2020年)4月改訂

令和5年(2023年)3月改訂

令和6年(2024年)3月改訂

諏 訪 市

目次

1	計画の基本的事項	
(1)	計画改訂の背景	1
(2)	計画の目的	2
(3)	計画の対象施設	2
(4)	対象となる温室効果ガス	4
(5)	計画の期間	4
(6)	上位計画及び関連計画との位置付け	5
2	温室効果ガスの排出量と削減目標	
(1)	基準年度の温室効果ガス排出量	6
(2)	削減目標	7
3	温室効果ガスの排出削減に向けた取組	
(1)	温室効果ガスの削減目標達成に向けた取組	8
(2)	算定対象の温室効果ガスには影響しないが 推進する取組	10
4	計画の推進	
(1)	計画の推進体制	12
(2)	計画の進捗管理	13
(3)	公表について	13

1

計画の基本的事項

(1) 計画改訂の背景

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。その地球温暖化の支配的な原因は、人為的な温室効果ガスの排出量の増加である可能性が極めて高いと考えられており、我が国の問題だけではなく、全世界が協力して温室効果ガスの削減に取り組むことが重要となります。

この問題に対し国際的な動きとして、平成27年(2015年)12月にフランス(パリ)において国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)が開催され、世界共通の新たな法的枠組み「パリ協定」が採択されました。これにより世界の平均気温の上昇を産業革命(1800年代後半)から2℃以内に抑える(1.5℃に抑える努力を追及する)ことが世界共通の削減目標となりました。

これを受け、我が国では平成10年(1998年)に制定され、既に取り組が行われていた地球温暖化対策の推進に関する法律の他に、平成28年(2016年)に地球温暖化対策計画を閣議決定し、中期目標として我が国が排出する温室効果ガス量を令和12年(2030年)度に平成25年(2013年)度比で26.0%減とすることが掲げられました。

その後政府は、令和2年(2020年)10月の臨時国会で温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル宣言」を行い、翌令和3年(2021年)10月には地球温暖化対策計画を閣議決定し、温室効果ガスを令和12年(2030年)度に46%削減(平成25年(2013年)度比)を目指すこと、さらに50%削減の高みに向けて挑戦し続けることを表明しました。これを受け、本市では令和4年(2022年)3月に「第三次諏訪市環境基本計画」と一体化した「第二次諏訪市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、2030年度に温室効果ガス排出量を60%削減という目標を設定しました。また、その先にある2050年カーボンニュートラルに向け、市民、事業者、行政が力を合わせて取り組む決意を「諏訪市ゼロカーボンシティ宣言」として示しました。

従前より地球温暖化対策への取組として、本市では平成12年(2000年)にISO14001認証を取得、平成19年(2007年)からは自己適合宣言型ISOに移行し、ISO14001に基づく環境マニュアルを適用しつつ、平成25年(2013年)に諏訪市地球温暖化防止実行計画(事務事業編)を策定し、直近では、令和5年(2023年)には、国の中期目標の決定を受け、本計画(事務事業編)を全面的に見直しましたが、脱炭素社会の実現への取組を加速化するため、今回本計画(事務事業編)の一部を改訂することとしました。

(2) 計画の目的

本計画は地球温暖化対策の推進に関する法律及び国の地球温暖化対策計画に基づき、市全体は区域施策編で計画し、一市役所（事業所）として本市の事務事業から排出される温室効果ガスを削減するため、全職員が明確な数値を目標とし、取り組むためのものです。

(3) 計画の対象施設

本市が所有する以下の施設を対象とします。（教育委員会所管の施設については、令和5年3月改訂より本計画の対象としています。）

諏訪市役所	高島1丁目22番30号
剪定木等リサイクル施設	上諏訪13338番地11
総合福祉センター「湯小路いきいき元気館」	小和田19番3号
あおぞら工房諏訪	湖岸通り5丁目8番8号
福祉作業所 さざ波の家	清水3丁目3663番地4
中洲とちの木ひろば	中洲2847番地1
西山の里なかよし広場	湖南4016番地1
デイサービスセンター西山の里	湖南4016番地1
片羽保育園	諏訪1丁目21番16号
渋崎保育園	渋崎1801番地20
城南保育園	上川3丁目2240番地1
中洲保育園	中洲2570番地7
こなみ保育園	湖南3210番地
豊田保育園	豊田2428番地5
四賀保育園	四賀410番地1
赤沼保育園	四賀1806番地1
神戸保育園	四賀2994番地
角間川保育園	岡村2丁目9番26号
きみいち保育園	中洲4067番地2
文出保育園	豊田1324番地1
城北保育園	大和3丁目20番20号
ふれあいの家	清水3丁目3970番地3

蓼科保養学園	茅野市北山小齊4035番地1074
保健センター	湖岸通り5丁目12番18号
市営駅前駐車場	諏訪1丁目1番15号
高島城	高島1丁目20番1号
諏訪湖間欠泉センター	湖岸通り2丁目208番地90
霧ヶ峰スキー場	大字上諏訪13338番地41
霧ヶ峰キャンプ場	大字上諏訪13338番地
公設地方卸売市場	湖南3873番地
水道局	上川1丁目1791番地
水道局上水道施設	上諏訪13338-41ほか
水道局新井浄水場	茅野市ちの上原196番地
水道局下水道施設	城南1丁目2599番地9ほか
水道局温泉施設	湖岸通り1丁目208番地335ほか
すわっころんど	豊田732番地
上諏訪小学校	諏訪2丁目13番1号
城南小学校	高島1丁目29番1号
四賀小学校	四賀4294番地
豊田小学校	豊田2399番地
中洲小学校	中洲2372番地1
湖南小学校	湖南4567番地
上諏訪中学校	諏訪2丁目12番1号
諏訪中学校	清水3丁目3619番地3
諏訪西中学校	湖南4982番地3
諏訪南中学校	中洲3005番地
森林体験学習館	上諏訪12968番地1
諏訪市公民館	湖岸通り5丁目12番18号
豊田公民館	豊田2591番地
四賀公民館	四賀804番地3
中洲公民館	中洲2847番地1
湖南公民館	湖南4038番地6
文化センター	湖岸通り5丁目12番18号
図書館	湖岸通り5丁目12番18号
信州風樹文庫	中洲3289番地1
博物館	中洲171番地2
美術館	湖岸通り4丁目1番14号

原田泰治美術館	渋崎1792番地375
駅前交流テラスすわっチャオ	諏訪1丁目6番1号
武道館	高島1丁目29番1
霧ヶ峰体育館	上諏訪13338番地1
諏訪市体育館	高島2丁目1202番地
元町体育館	元町19番1号
諏訪湖スタジアム	豊田811番地1
屋内ゲートボール場	湖岸通り5丁目12番18号
霧ヶ峰グライダーふれあい館	上諏訪13338番地1
清水町体育館	清水3丁目3663番地4
清水町野球場	清水3丁目3619番地5
上川テニス場	上川1丁目1791番地147
弓道場	高島2丁目1202番地
西山運動場	湖南3873番地
クリーンレイク諏訪グラウンド	豊田1866番地6
諏訪湖ヨットハーバー	高島3丁目1201番地34

(4) 対象となる温室効果ガス

算定の対象となる温室効果ガスは「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項で7種類記載がありますが、本市では二酸化炭素が温室効果ガス排出量の約98%を占めているため、二酸化炭素以外の温室効果ガスは計画の対象から除きます。

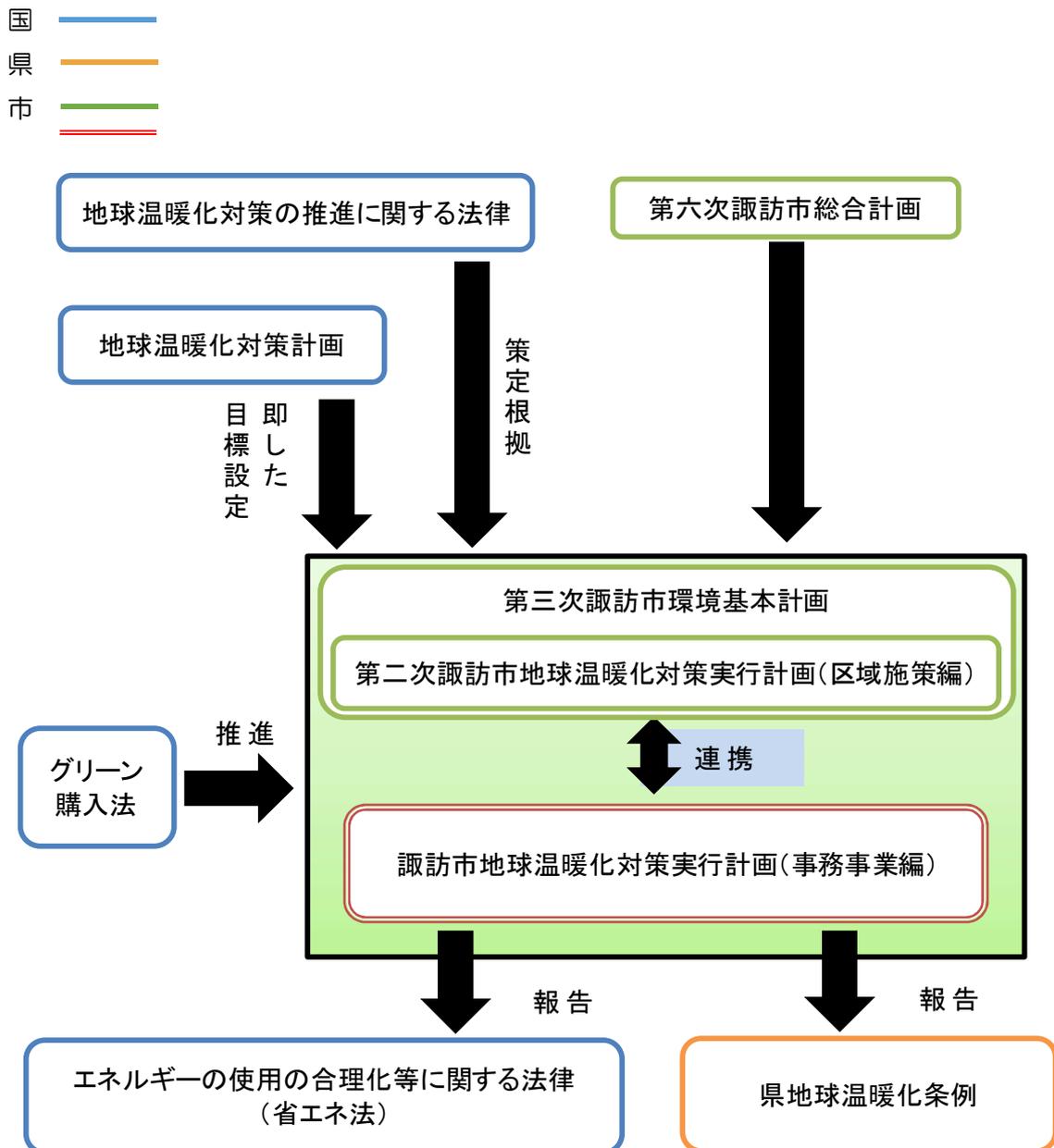
	温室効果ガス	人為的な発生源
1	二酸化炭素 (CO ₂)	産業、民生、運輸等における様々な燃料消費（燃焼）に伴うもの。 温室効果ガスの9割以上を占め、温暖化への影響が大きい。

(5) 計画の期間

全国共通の目標は温室効果ガス排出量を令和12年（2030年）までに46%削減を目指すこと、さらに50%削減の高みに向けて挑戦し続けることを掲げています。本計画はこれに準じ、令和5年（2023年）度から令和12年（2030年）度までの8年間を計画期間とします。ただし、計画の進捗状況、本市の情勢、法律の改正等を鑑みて必要に応じ、適宜見直しを行います。

(6) 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画「諏訪市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき策定していますが、上位計画である「第六次諏訪市総合計画」、「第三次諏訪市環境基本計画」を踏まえた計画となっています。



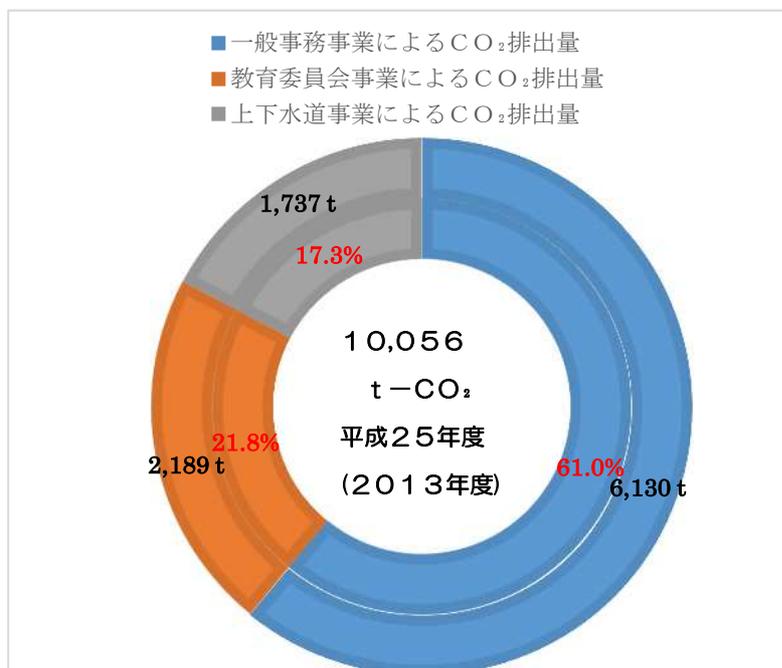
2 温室効果ガスの排出量と削減目標

(1) 基準年度の温室効果ガス排出量

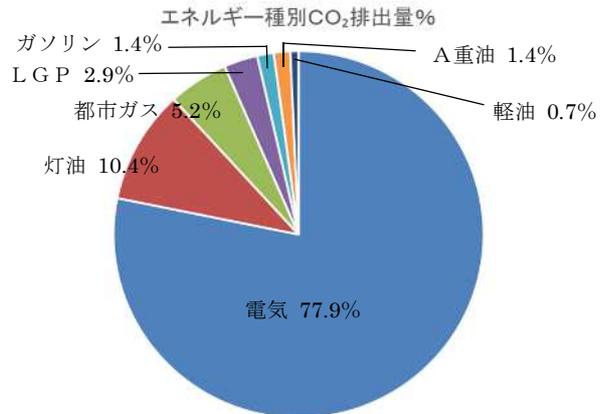
本市における、本計画の基準年度である平成25年(2013年)度の温室効果ガス排出量は10,056 t-CO₂となっています。

このうち、上下水道事業に伴う排出量が1,737 t-CO₂、教育委員会事業に伴う排出量が2,189 t-CO₂となっています。

本市の平成25年(2013年)度温室効果ガス排出量



エネルギー種別	使用量	単位	排出量 t-CO ₂	割合 %
電気	15,186,912	kwh	7,836	77.9%
灯油	418,829	ℓ	1,042	10.4%
都市ガス	235,748	m3	526	5.2%
LPG	48,986	m3	293	2.9%
ガソリン	62,242	ℓ	144	1.4%
A重油	53,067	ℓ	144	1.4%
軽油	27,599	ℓ	71	0.7%
計			10,056	100%



(2) 削減目標

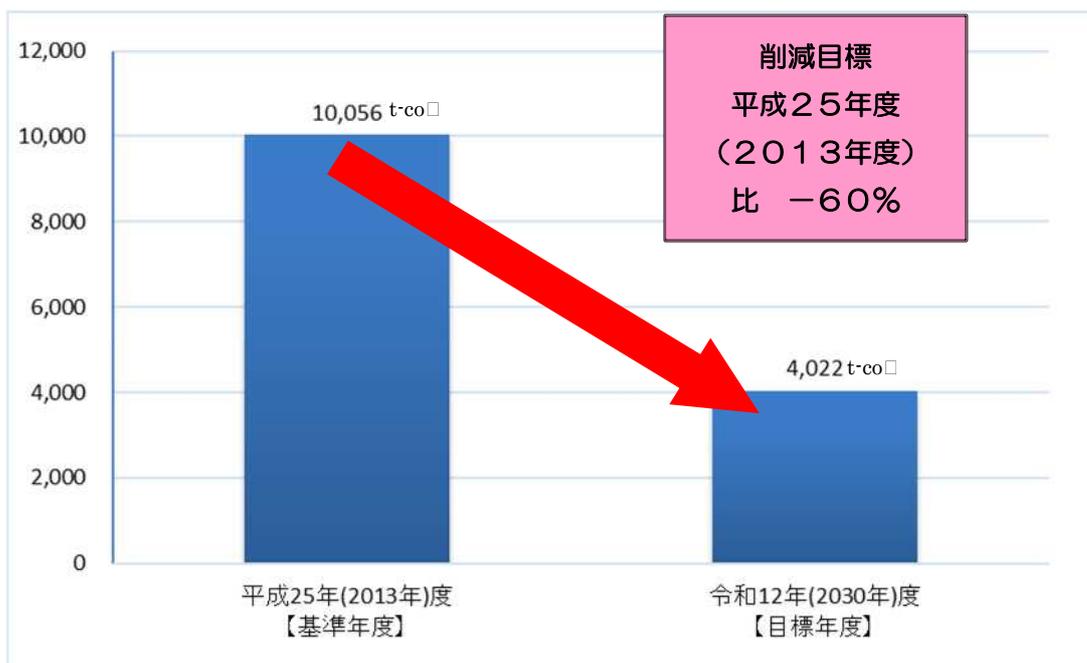
「第三次諏訪市環境基本計画」と一体化した「第二次諏訪市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に則り、本市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出目標を以下のとおり定めま

す。

令和12年（2030年）度までに**60%**削減

【基準年度：平成25年（2013年）度比】

項目	基準年度 平成25年度 (2013年度)	目標年度 令和12年度 (2030年度)
温室効果ガス排出量	10,056 t-co ₂	4,022 t-co ₂
削減率	—	60%



3

温室効果ガスの排出削減に向けた取組

本計画は地球温暖化対策の推進に関する法律及び国の地球温暖化対策計画に基づいて目標を設定していますが、本市の総合計画や環境基本計画における将来ビジョンに向けた取組のひとつと位置付けられます。よって、その実現に向け、公共施設の新設や改修時には、脱炭素に係る各種施策について、効果やコストを含め検討し取り組んでいきます。

また、温室効果ガスの削減目標達成のための対象項目だけでなく、コピー用紙使用量の削減等や環境に配慮した製品の購入（グリーン購入法）の推進なども盛り込み、具体的な取組を全庁で推進していくものとします。

（１）温室効果ガスの削減目標達成に向けた取組

ア 事業所として取り組むべき事柄（ハード事業）

公共施設においては、ZEB化を念頭に整備を実施することとし、以下取組を行う。

（ア）再生可能エネルギーの導入と活用

設置可能な公共施設について、太陽光発電設備等の導入を進める。

また、本庁舎の電力を実質再生可能エネルギー100%に切り替え、さらに、他の公共施設についても切り替えを推進する。

(イ) 建築物におけるZEBの実現

公共施設の新設、改修時においては、省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用により、一次エネルギー消費量の収支をゼロとする（ZEB）ことを目指し、実現に向けた太陽光発電設備等の整備について推進する。

(ウ) 省エネルギー改修の実施

公共施設での、省エネルギー基準に適合する水準を目指した、空調、給湯及びエレベーター等の設備の導入を進める。

(エ) LED照明の導入

既存公共施設のLED照明の導入を進め、新規照明設置については全てLEDとし、令和12年度までに全ての施設の照明の100%LED化を目指す。

(オ) エコカーの導入

公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除きすべて電動車とし、使用する公用車全体でも令和12年度までに全て電動車とする。

イ 職員が取り組むべき事柄（ソフト事業）

(ア) 電気使用量の削減

a 照明

ノー残業デー（水曜日）を徹底する。

昼休み時間は原則照明を消灯する。

早朝、夜間など時間外に業務を行うときは、必要な箇所のみ点灯する。

日中は照度を定期的に測定し、不要な照明の消灯を行う。

事務の効率化を推進し、時間外勤務の削減に努める。

b 冷暖房

冷房開始温度を28℃以上とする。温度調節のできる冷房は、室温が28℃になるように設定する。

暖房開始温度を17℃以下とする。温度調節のできる暖房は、室温が20℃になるように設定する。

ブラインド等を利用して日射を防止し、冷房効率の向上に努める。

夏季はクールビズ、冬季は重ね着などのウォームビズを行い、個々の冷暖房器具の使用を極力控える。

デマンド監視装置により電力の管理を行い、断続運転制御をする。

定期的な保守・点検を行う。

温泉熱暖房を活用する。

c パソコン、OA 機器

機器導入時には、省エネルギー化を検討する。

退庁時には、パソコン、プリンターの電源を確実に切る。

d その他

特別な場合を除き、エレベーターを使用しない。

コピー機等は、省電力モードを励行する。

電気ポット、冷蔵庫、テレビ等の電気製品は、必要性を精査し効率的な使用を図る。

(イ) 燃料使用量の削減

エコドライブに取り組む。

① やさしい発進を心がける。

② 加減速の少ない運転を心がける。

③ エンジンブレーキを積極的に使う。

④ エアコンの使用を控えめにする。

⑤ 暖機運転は適切に行う。

⑥ タイヤの空気圧を適切に保つなど、確実な点検・整備を実施する。

⑦ 不要な荷物は積まないようにする。

駐停車時のアイドリングストップを徹底する。

近くの用務等は庁用自転車を利用する。

相乗り出張など、計画的に公用車を利用する。

自転車通勤、徒歩通勤、相乗り通勤、公共交通機関による通勤を推進する。

ノーカーデーを実施する。

(2) 算定対象の温室効果ガスには影響しないが推進する取組

ア 水道使用量の削減

水の出しっぱなしはやめ、こまめに蛇口を閉める。

トイレの流し水や手洗い水を必要最小限に抑制する。

車の洗車時にはバケツを使用するなど節水に努める。

水を利用する機器の更新に当たっては、節水型のものを選択する。

イ ごみの減量、リサイクルの推進

(ア) ごみの減量

廃棄物の排出量を把握し抑制に努める。

分別収集を徹底する。

使い捨て製品を極力抑制し、詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。

使い捨て容器、プラスチック製品等の購入、利用を出来るだけ控えるとともに、簡易包装、マイボトル、マイバッグ持参を推進する。

会議用資料については印刷を最小限とし、WEB活用を含めた事前配布及びペーパーレス化を推進する。

印刷物は原則両面コピーに努める。

庁内LANを利用し紙媒体の使用を削減する。

ミスコピー用紙等の裏紙使用、使用済み封筒・ファイル等の事務用品の再利用に努める。

(イ) リサイクルの推進

裏紙が使えるものは使用済み古紙と区別し、リユースしやすくする。

コピー機、プリンター等のトナーカートリッジの回収、再利用を徹底する。

古紙再生機器（ペーパーラボ）の活用をし、それに伴う分別の徹底を行う。

ペーパーラボにより、庁内から排出される使用済みコピー用紙を再生する。

プラスチック製品は洗浄するなど可燃ごみとにならないようにし、極力リサイクルする。

(ウ) 重要施策等の推進

キャンペーンや環境月間などの強く推進すべき事項がある場合、または新たな施策等が行われた際は、周知を行い、率先して取り組む。

ウ 紙使用量の減量、再生紙の活用推進

庁内グループウェア機能を活用する等、資料等の印刷は最小限のものとしたうえで以下に取り組む。

(ア) 使用の抑制

印刷プレビューを実施し、印刷ミスをなくす。適正サイズで印刷する。

両面コピーや縮小コピーを活用するなど、コピー用紙の使用量を削減する。

文書等は、プリントアウトの際に、設定の内容を確認してから印刷する。

ミスコピー用紙のストック場所を設置し、裏紙が利用できる用紙を確保する。

会議では、極力電子端末を利用し、ペーパーレスでの会議とする。

(イ) 再活用

庁舎間の連絡用等に用いる封筒は、使用済み封筒を活用する。

ペーパーラボ再生紙を意識啓発のために積極的に使用する。

(ウ) 電子情報の活用

資料の共有化を図り、電子メール及び電子掲示板を積極的に活用しペーパーレス化を進める。

報告書や白書等の文書については、ホームページ等で公開することにより、発行部数を削減する。

行政手続の簡素化及びオンライン化を推進し、申請用紙等の削減を図る。

（行政手続のオンライン化により、来庁時に発生するCO₂の削減を図る。）

(工) 購入の配慮

紙は、古紙配合率の高い製品を積極的に購入する。

エ グリーン購入法の推進

事務用品は、原則として「エコマーク」や「グリーンマーク」のついた環境配慮型製品を購入する。

グリーン購入カタログを設置し、購入に当たっては、「エコマーク」や「グリーンマーク」のついた製品を購入する。

電気製品購入に当たっては、「国際エネルギーマーク」や「省エネ性マーク（緑色）」のついている省エネルギー型の機器を導入する。

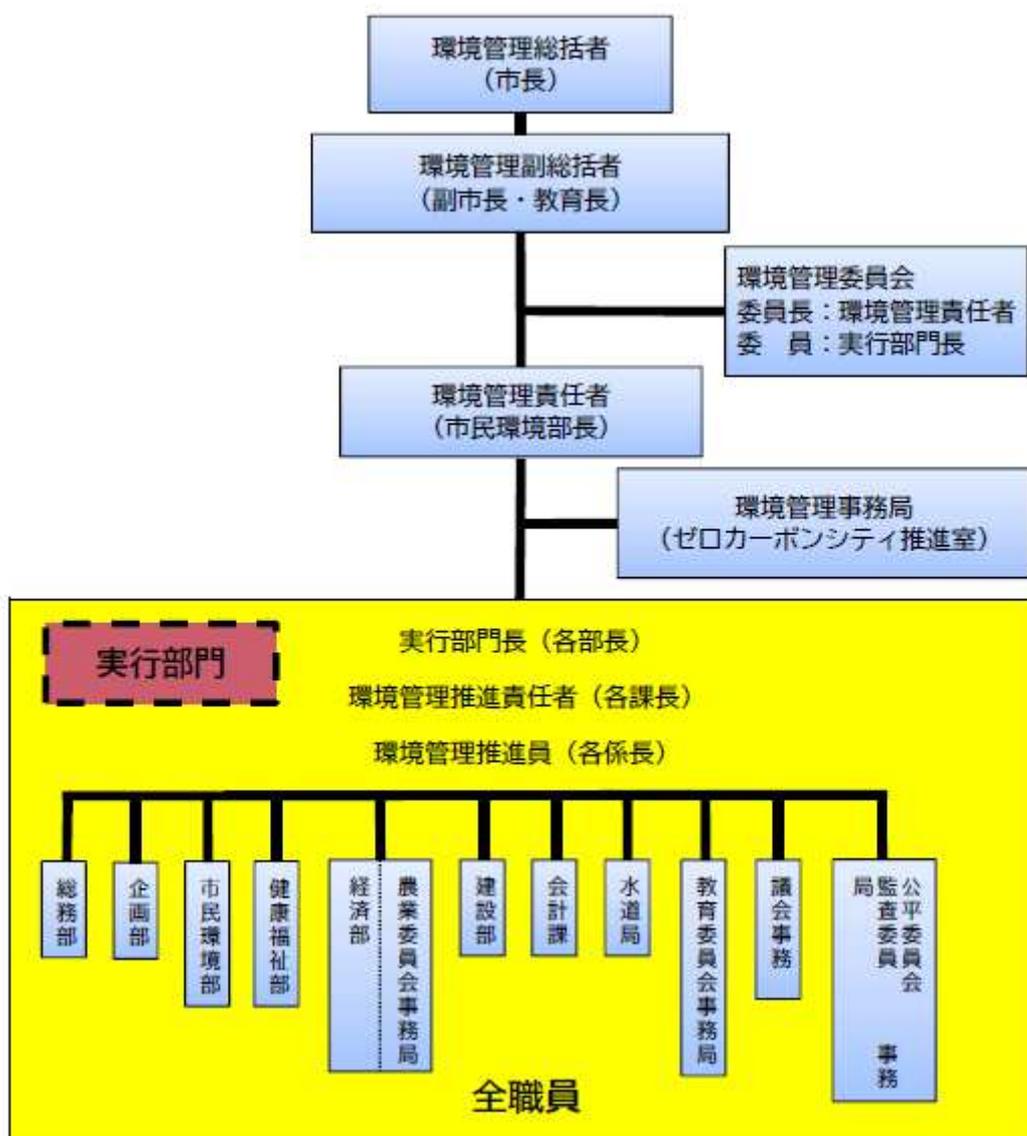
4

計画の推進

(1) 計画の推進体制

本計画を推進するために、統合される諏訪市環境マニュアルに定められた環境管理組織を継承し、以下のように体制を定めます。

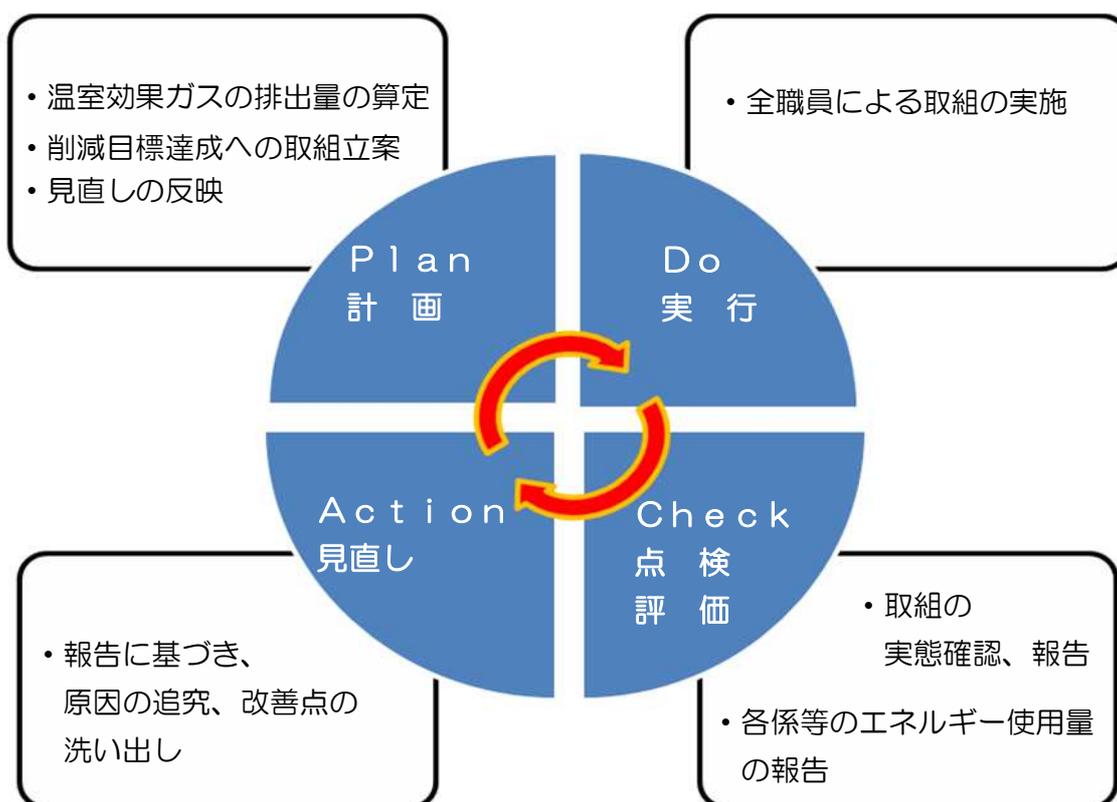
環境管理総括者をトップとし、「環境管理委員会」が温室効果ガス削減に向けた検討・見直しを行い、「環境管理責任者」、実行部門長の指示の下、各課の「環境管理推進責任者」、「環境管理推進員」が温室効果ガスの削減に向けた取組を全職員で実行するように努めます。」



(2) 計画の進捗管理

本計画が削減目標の達成に向け、実効性のある取組となるように、以下のとおりPDCAサイクルによる、計画の進捗管理を行います。

この中で、実績値を鑑みて更なる改善等が必要な場合は、環境管理委員会に諮り、計画の見直しを行います。



(3) 公表について

本計画の策定・改訂が行われた際は、その都度市HP等に公表します。

また、毎年度の温室効果ガス排出量を環境管理委員会に報告するとともに、市HP等にて公表します。